

令和8年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金について【概要版】

一般社団法人愛媛県観光物産協会では、愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行」について、次のとおり助成を行いますので、ご活用ください。

1 助成対象となる旅行 次の条件を全て満たす旅行商品が対象となります。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもので、行程に係る愛媛県内の旅行先の画像が掲載されているものであること。
- (2) 作成経費については、対象となるパンフレット等において、該当旅行商品（コース）が占める面積等の割合に応じて助成対象経費を算出する。
- (3) 愛媛県内への送客を目的とする旅行商品であること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (4) 添乗員が同行するもの。
- (5) 旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、10名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。

2 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行業者

3 助成金の額

区分	助成額		助成対象経費
愛媛県内で2連泊以上（松山市内連泊は除く）	200,000円 （経費の2/3を上限とする）		愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット（デジタルパンフレット可）等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への広告掲載料（WEBのみは除く））。※証憑があり対象経費が明確なもの。
愛媛県内（松山市以外）1泊	150,000円 （経費の2/3を上限とする）		
愛媛県内（松山市内）1泊+松山市以外の観光（施設入場・体験・食事等）	100,000円 （経費の2/3を上限とする）		
愛媛県内での滞在が主な目的である日帰り旅行	30,000円 （経費の2/3を上限とする）		※助成金の額は千円単位とする。（千円未満切り捨て）
●助成額の加算①● 対象旅行商品における、愛媛県内での宿泊人泊数が40名以上の場合、その実績に応じて助成額を加算する。 ※加算金額の上限は200人泊分まで	通常期 @1,000円 ×宿泊 人泊数	閑散期 @1,500円 ×宿泊 人泊数	大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員・添乗員・乗務員を除く）。
●助成額の加算②● 対象旅行商品において、松山道後旅行企画商品のうち松山城関連商品を利用した場合、その利用実績に応じて助成額を加算する。※加算上限なし	商品代金の10%×人数 （例）松山城スペシャルバック @1,200円の10%（=120円／人）		
●助成額の加算③● 日帰り旅行商品において、催行実績に応じて助成額を加算する。※加算金額の上限は50,000円（10本）	@5,000円×本数		

※愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業との併用可。

4 助成金の申請時に必要なもの

- ①助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④校正段階のパンフレット等
- ⑤作成経費に係る見積書（写）

※不備等による差し戻しが無いよう、原本送付の前に、下記メールアドレス宛に書類データをご送付ください。確認後、原本送付のお願いをさせていただきます。

5 注意事項

助成金は、原則として申請に必要な全ての書類（原本）が到着した時点で受付することとし、受付順に交付決定を行う。予算額に達した後の申請は、キャンセル待ちとし、先に交付決定をしている団体の催行結果により予算に余裕が生じた場合に、繰り上げて交付決定する。（予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある。）

6 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会 観光部（担当：佐々木）

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL：089-961-4500 FAX:089-961-4222

E-mail：sasaki@iyonet.com

助成金申請フロー

【1】旅行会社

出発の14日前までに、助成金申請書他必要書類の提出（郵送）

※不備等による差し戻しが無いよう、原本送付の前に、下記メールアドレス宛に書類データをご送付ください。

〈申請時に必要なもの〉

- ①助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④校正段階のパンフレット等
- ⑤作成に係る事業者からの見積書（写）

〈書類提出先〉

〒790-0004

愛媛県松山市大街道3丁目6-1

一般社団法人愛媛県観光物産協会

観光部 佐々木 宛

TEL：089-961-4500 FAX：089-961-4222

Email：sasaki@iyonet.com



【2】愛媛県観光物産協会

書類の受領、承認手続き後、交付決定通知書の送付（郵送）



【3】旅行会社

交付決定通知書の受領、

ツアーの催行 ※宿泊証明書や施設利用証明等送客実績のわかるものをご準備ください。



【4】旅行会社

ツアーの催行後14日以内に、実績報告書他必要書類の提出（郵送）

※不備等による差し戻しが無いよう、原本送付の前に、上記メールアドレス宛に書類データをご送付ください。

〈実績報告時に必要なもの〉

- ①実績報告書（様式第5号及び別紙1-1、別紙1-2）
- ②送客実績がわかる宿泊証明書や宿泊施設等からの領収書（写）
- ③収支決算書（別紙1-3）
- ④作成に係る事業者からの請求書又は証明書（写）
- ⑤助成金請求書（別紙1-4）
- ⑥パンフレット等の原本
※デジタルパンフレットの場合は、その印刷したもの

〈書類提出先〉

申請時と同様



【5】愛媛県観光物産協会

書類の受領、承認手続き後、交付確定通知書の送付（メール）及び助成金交付手続き